

平成 27 年度都区財政調整協議まとまる

～ 交付金総額 3 年ぶりの減少 約 69 億円 0.7%の減～

財調協議の概要

協議の特徴

昨年の 12 月 2 日から始まった平成 27 年度都区財政調整協議は、本年 2 月 4 日の都区協議会において都区合意に至りました。

今回の協議は、法人実効税率の引下げ議論や法人住民税国税化のさらなる進展が危惧されるなど、都区を取り巻く財政環境が厳しくなることが見込まれる中での協議となりました。

今年度も都区間の財源配分を見直すべき事由が生じていないことから、大きな課題であった人件費及び清掃費の見直しなどが、協議の中心となりました。

区側は、現下の社会経済状況に応じた対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、廃止・縮減項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

また、特別交付金については、透明性・公平性を高めるとともに可能な限り普通交付金による対応を図るため、現在の 5%の割合を 2%を基本に見直すことを昨年度に引き続き提案しました。

協議の結果、人件費は、補正の見直しなどにおいて都区で共通理解を図ることができず、引き続き検討する課題となったものの、標準職員数等の見直しや職員数削減に伴う一部振替経費について、合意することができました。また、公共施設の改築経費を財源対策として臨時的に算定するなど、23 区間で主体的に調整して提案した事項の多くを反映することとなりました。

しかし、引き続きの課題である調整税減収時の補填対策や都市計画交付金の見直し、特別交付金の割合の見直しなどについては、都区で合意することができませんでした。

また、子ども子育て支援新制度などについては、国の補助制度が不透明なため、継続検討課題としていましたが、協議中においても国の補助制度が明確に示されず、来年度以降反映させるものと整理しました。

これらの課題については、来年度以降引き続き協議を行い、解決をめざしていくこととなります。

平成 27 年度財調フレーム協議

財源見直し

財調交付金の財源となる調整税は、固定資産税が増となるものの、市町村民税法人分は、地方法人税の影響が発現したことから減となり、合計では 1 兆 7,585 億円、今年度と比べ、160 億円の減額となりました。

財調交付金総額は、9,743 億円と、今年度に比べ、69 億円、0.7%の減となりました。交付金総額が対前年度比で減少したのは、平成 24 年度以来であり、3 年ぶりのマイナスとなります。

基準財政収入額は、特別区民税や地方消費税交付金の増などにより、1 兆 987 億円と、今年度と比べ、1,118 億円、11.3%の増となりました。

基準財政需要額は、各区の実績をふまえた算定項目の充実や改善を行った結果、2 兆 243 億円と、今年度に比べ、1,052 億円、5.5%の増となりました。

基準財政収入額及び基準財政需要額はいずれも増額となり、過去最大となりました。

主な課題の協議結果

以下のような整理が行われました。

人件費の見直し

特別区の実態をふまえた標準職員数等の見直し及び職員数削減に伴う委託化経費の振替等の反映により、一定の算定改善を図った。

財源対策

公共施設改築工事費を平成 27 年度限りの臨時的改築工事費として追加算定する。また、財政健全化対策として減債対策経費の算定をするなど追加の財源対策を行う。

特別交付金の取扱い

特別交付金の割合を 5%から 2%に引下げ、普通交付金で対応するという区側提案については、今回も協議が整わず、来年度改めて協議する。

平成 26 年度財調再調整協議

固定資産税の増などにより、算定残は最終的に 233 億円となりました。

協議の結果、地方消費税率引上げに伴う社会保障の充実への対応として、子育て支援施策や地域福祉施策など、各種経費に係る経費の算定、児童福祉施設等の更新需要をふまえ、公共施設の大規模改修経費の算定などが行われることとなりました。

第 3 回都区協議会

以上の協議結果をふまえ、2 月 4 日に開催された都区協議会において、正式に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して西川区長会会長が発言した内容は別紙 3 のとおりです。

平成27年度都区財政調整（フレーム対比）

（単位：百万円、％）

区分		平成27年度 当初見込ア	平成26年度 当初見込イ	差引増減 ウ = ア - イ	増減率 エ = ウ / イ
調整税	固定資産税	1,146,628	1,131,393	15,235	1.3
	市町村民税法人分	611,816	643,115	31,299	4.9
	特別土地保有税	10	12	2	16.7
	計(A)	1,758,454	1,774,520	16,066	0.9
交付額	(A) × 55%	967,149	975,986	8,837	0.9
	精算分	7,108	5,184	1,924	-
	交付金総額(B)	974,257	981,170	6,913	0.7
	普通交付金分(B) × 95%	925,544	932,111	6,567	0.7
基準財政収入額(C)		1,098,769	986,976	111,793	11.3
内訳	特別区民税	758,250	732,089	26,161	3.6
	地方消費税交付金	200,061	135,082	64,979	48.1
	地方消費税交付金特例加算額	13,650	0	13,650	皆増
	その他	126,808	119,805	7,003	5.8
基準財政需要額(D)		2,024,313	1,919,087	105,226	5.5
内訳	経常的経費	1,722,922	1,678,949	43,973	2.6
	投資的経費	301,391	240,138	61,253	25.5
差引(D - C)		925,544	932,111	6,567	0.7

都区財政調整協議会のまとめ

平成 27 年度当初フレームにおける協議課題の整理

1. 新規算定	7 項目
帰宅困難者対策用食料等の備蓄（一時滞在施設） 法務管理費 中等度難聴児発達支援事業費 医薬費（薬局開設許可等） 【投資】【態容補正】まちづくり事業費（ホーム柵等整備促進事業） 学校運営費【小学校費】 都民体育大会選手派遣費	
2. 算定改善等	33 項目
< 算定充実 > 10 項目 防災行政無線システム維持管理費 安全安心まちづくり推進事業費 職員健康管理費 地域生活支援事業費（重度障害者福祉増進事業費の見直し含む） 子育てひろば事業費 母子歯科健康診査費 食品衛生費 交通災害対策費 ○学校運営費【中学校費】 ○教職員研修費 < 事業費の見直し > 15 項目 総合行政ネットワーク運営経費の見直し 公金取扱手数料の見直し 地域主権改革に伴う権限移譲事務の廃止 心身障害者(児)通所訓練事業費の廃止 母子保健指導費の見直し 【態容補正】公害健康被害補償事業費の見直し 【態容補正】農業委員会運営費の見直し 道路維持補修費の見直し 公園維持管理費の見直し 公衆便所維持管理費【道路橋りょう費・公園費】の見直し 【経常】【種別補正】道路橋りょう費の見直し 幼稚園管理運営費の見直し	

<p>学校職員費【小・中学校費】の見直し 青少年対策費の見直し 自動体外式除細動器（AED）【衛生費・教育費】の見直し</p> <p><算定方法の改善等> 8項目</p> <p>学童保育事業費 健康診査（各種がん検診）の見直し 清掃費の見直し 公衆浴場助成事業費 都市計画事務費 学校運営費【小・中学校費】 【投資】【態容補正】義務教育施設(給食室)に係る大規模改修・改築経費 【小・中学校費】 地方消費税率引上げに伴う基準財政需要額への反映</p>
<p>3. その他 6項目</p> <p>特別交付金の算定ルールの一部見直し 投資的経費の反映に係る再整理 人件費の見直し</p> <p><財源対策></p> <p>公共施設改築工事費の臨時的算定 財政健全化対策（土木費の起債充当除外） 財政健全化対策（減債対策経費の算定）</p>

平成 26 年度再調整について

<p>再調整について 4項目</p> <p>国民健康保険に係る保険料軽減制度の拡充対応経費 社会保障施策対応経費 財政健全化対策（減債対策経費の算定） 大規模改修経費</p>
--

都区協議会における区長会会長発言要旨

今年度の都区財政調整協議は、法人実効税率の引下げ議論や法人住民税国税化のさらなる進展が危惧されるなど、都区を取り巻く財政環境が厳しくなることが見込まれる中での協議となった。

私どもは、現時点では、都区の合意事項である配分割合の変更事由は生じないと判断し、引続き現行の配分割合のもとでの対策を講じるべく協議に臨んだ。

協議の結果、都区双方から提案のあったさまざまな課題の調整が行われ、大きな課題であった人件費及び清掃費の見直しを含め、区側の提案事項についても相当程度反映できる内容で、協議のとりまとめを行うことができた。こうした結果は、都区双方の努力の成果だと考えている。

しかしながら、特別交付金の割合の引下げ、都市計画交付金の運用改善等の課題については、今回も議論を前進させることができなかった。これらの課題は制度本来の相互理解と協力関係のもとで解決が図られるものであり、来年度においては是非前向きな対応をお願いしたい。

我々としては、互譲と協調の精神を持って、都区でしっかりと進めていきたいと考えている。

今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が見込まれる。我が国の行く末が厳しく問われる困難な状況の中で、都区双方の行政課題は山積している。オリンピック・パラリンピックの開催に向けたさまざまな取組、児童相談行政のあり方、首都直下型地震に備えるための災害に強いまちづくり、そして地方間の連携による共存共栄による地方活性化への取組など、都区が協力して対処すべき喫緊の課題と認識している。

9百万区民の幸福のためにも、都区間の連携なくしてこの難局を乗り越えていくことはできない。今後、都区が真摯に協議を重ねながら、諸課題の解決にあたっていくことを期待する。

舛添知事のこの間の積極的な行政運営について高く評価し、協議案を了承する。